

# 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

平成18年9月22日  
公安委員会規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年山口県条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録による保存)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、金属くず類回収業に関する条例(昭和32年山口県条例第32号)第13条第2項の規定に基づく保存とする。

第3条 条例第3条第1項の規定により書面の保存に代えて行う保存は、書面をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を保存する方法によらなければならない。

2 民間事業者等は、条例第3条第1項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 電磁的記録に記録された事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機の映像面に直ちに、整然と、かつ明りょうに表示することができるための措置
- (2) 電磁的記録に記録された事項を整然と、かつ明りょうに記載した書面を直ちに作成することができるための措置